

調査票の変更点に関する留意事項 (令和7年度実績)

調査票の入力に際しては、下記の主な変更点等を御確認の上、「産業廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類排出状況等調査 調査要領」及び「産業廃棄物最終処分場状況調査（遮断型、安定型、管理型） 調査要領」を必ず参照してください。

1. 調査票全般（焼却施設、最終処分場）に関する変更点及び注意事項

- 各調査要領の内容を、「Ⅰ. 本調査について」、「Ⅱ. 自治体用調査要領」、「Ⅲ. 事業者用調査要領」の構成とした。
- 実績値や測定値等について、エラー表示する機能を追加した。

2. 焼却施設（調査項目）の主な変更点等

○追加された項目（自治体記入用調査票、事業者用調査票）

- (8)-1 許可番号
 - 許可単位での施設数をカウントすることから、正確性を担保するため令和7年度実績より許可番号を追加。
 - 施設が「廃止又は許可取消」となった場合には、「廃止又は許可取消」直前の許可番号を入力すること。

○入力に関する変更点及び注意事項（自治体記入用調査票）

- xxx○○○R8 焼却施設（R7 実績）_既存.xlsx
: xxx=自治体番号、○○○=自治体名。既存施設がある場合、一部の情報はプレ入力があります。
 - 既存施設は、対応するプレ入力（「(1)～(7), (8)-2, (9), (10)」）を確認して更新。新規の施設は、最下行に追加すること。

※事業者用調査票にプレ入力はありません。事業者には未記入の調査票を送付してください。

3. 最終処分場（調査項目）の主な変更点

<遮断型・安定型・管理型共通>

○追加された項目（自治体記入用調査票、事業者用調査票）

- (7)-1 許可番号
 - 許可単位での施設数をカウントすることから、正確性を担保するため令和7年度実績より許可番号を追加。
 - 施設が「廃止又は許可取消」となった場合には、「廃止又は許可取消」直前の許可番号を入力すること。
- (23)-2 太陽光パネル由来の廃棄物の受け入れ可否
 - 可→「1. 受入可能」→うち、太陽光パネル由来の廃棄物埋立量（ $\text{m}^3/\text{年}$ ）を入力

- 否→「0.受入不可」

○入力に関する変更点及び注意事項（自治体記入用調査票）

- xxx○○○R8 処分場（R7 実績）_既存.xlsx

: xxx=自治体番号、○○○=自治体名。既存施設がある場合、一部の情報はプレ入力があります。

- 既存施設は、対応するプレ入力（「(1)～(6), (7)-2, (8), (9)」）を確認して更新。新規の施設は、最下行に追加すること。

※事業者用調査票にプレ入力はありません。事業者には未記入の調査票を送付してください。

<管理型>

○入力に関する変更点及び注意事項（自治体記入用調査票、事業者用調査票）

- (28)放流水のほう素及びその化合物等の水質検査結果

- (28)は、「(16)公共水域への放流の有無」で「1.有」を選択した場合のみ回答すること。
- 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の改正」（令和7年3月3日公布）により、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の別表第1において定める基準のうち、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の放流水及び保有水等に係る大腸菌群数の基準が、大腸菌群数 3,000 個/cm³から大腸菌数 800 コロニー形成単位/mL (=CFU/mL) に改正（令和7年4月1日施行）されたことから、測定項目名及び単位を「大腸菌群数」（個/cm³）から「大腸菌数」（CFU/mL）へ変更した。
- 調査対象期間初日時点で稼働中の施設であって、未測定の項目がある場合は、「未測定の項目及び理由」を記入すること。

以上